

# 金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰要綱

(平成24年12月28日決裁)

改正 平成26年12月10日決裁

令和元年8月9日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、金沢市における中小企業の振興及び労働者の福祉の増進を図るため、労働環境の改善、雇用問題の解決等に積極的に取り組む事業所を表彰することにより、その取組の一層の発展を図り本市の労働福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (表彰対象事業所)

第2条 表彰の対象となる事業所（以下「表彰対象事業所」という。）は、本市の区域内に存する事業所で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 派遣社員等の非正規労働者の正規雇用化を推進している事業所
- (2) 障害者の雇用の拡大に取り組んでいる事業所
- (3) 高齢者の雇用の拡大に取り組んでいる事業所
- (4) 女性を役職に登用すること等の女性の活躍を推進している事業所
- (5) 仕事と生活の両立を推進している事業所
- (6) 環境、教育、子育て等の分野における社会貢献活動に取り組んでいる事業所
- (7) 従業員の健康づくりを推進している事業所
- (8) テレワーク等の多様な働き方を推進している事業所
- (9) その他労働環境の改善、雇用問題の解決等に取り組んでいる事業所

## (表彰対象事業所の募集)

第3条 表彰対象事業所は、自薦又は推薦により募集する。

- 2 前項の規定による募集は、市長が別に定める応募用紙（推薦の場合にあつては、当該応募用紙及び市長が別に定める推薦状）により行うものとする。

## (表彰対象事業所の選考)

第4条 表彰対象事業所の選考は、前条の規定により募集した表彰対象事業所のうちから金沢市はたらく人にやさしい事業所選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

- 2 選考委員会は、委員若干人で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、経済産業団体又は、労働福祉団体を代表する者及び行政機関の

職員のうちから、市長が委嘱する。

4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。